

2021年12月9日  
No.2021-041

## 金融所得課税の議論に欠けている視点

—選択制総合課税の導入と「機会の平等」重視を—

調査部 上席主任研究員 蜂屋勝弘

### 《要 点》

- ◆ 本年9月の自民党総裁選以降、金融所得課税の強化に向けた議論が注目されている。所得が1億円を超える高所得層で、所得が増えるほど所得税負担率が低下する（逆進的になる）ことが、所得再分配の観点から問題視された（いわゆる「1億円の壁」）。その要因として、高所得層では、分離課税される金融所得の税率が総合課税される労働所得等の累進税率よりも低いなか、所得全体に占める金融所得の割合が高いことが指摘されている。
- ◆ 金融所得を労働所得等と分離し低めの税率で課税する制度は、各国で採用されている。経済のグローバル化やデジタル化を受けて、世界的にみて、国境を越える移動が容易でない労働所得等への課税が重くなる一方、国境を越える移動が容易な金融所得等への課税が軽減される傾向にある。
- ◆ 金融所得課税の強化に際し、分離課税のまま税率を引き上げる場合、税負担や金融市場への影響を見ながら段階的な引き上げが可能であるものの、①引き上げ幅が小幅にとどまる場合、逆進性が解消されない、②低所得層の税負担も増加することになる、といった問題点も抱える。
- ◆ これに対して、総合課税化し累進税率を適用する場合、①1億円を超える所得層の所得税負担率も累進的になる、②低所得層の金融所得の税負担が下がる、ことで所得再分配が強化されるものの、高所得層の金融所得に係る税率が20%から一気に30~55%に上昇することになる。
- ◆ 所得再分配機能の強化に向けて、仮に金融所得課税を強化するのであれば、比例税率の引き上げに併せて、利子所得と株式等譲渡所得についても、総合課税を選択できるようにすることが望ましい。これにより低所得層の負担増が回避できる。
- ◆ 今般の金融所得課税強化の議論では、現世代の「結果の平等」にとらわれ過ぎ、「機会の平等」の視点が欠けている点が問題。目先の「結果の平等」にとらわれて金融所得課税の強化に集中するのではなく、「機会の平等」を高める方策にも目を向け、相続・贈与税の強化なども含めた税制全体を見直すことが求められる。

本件に関するご照会は、調査部・蜂屋勝弘宛にお願いいたします。

Tel: 080-7323-9996

Mail: hachiya.katsuhiko@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

## 1. 金融所得課税強化論議の背景…いわゆる「1億円の壁」

金融所得課税の強化に向けた議論が注目されている。近年、非正規雇用の増加等を受けて低所得層の拡大が懸念されるなか、所得格差の拡大阻止や是正が注力すべき政策課題として重視されてきており、与党においても、2021年秋の自民党総裁選挙や新総裁就任時に、現在の岸田総理等の有力者が、金融所得課税の強化に言及したことは記憶に新しい。2022年度の税制改正では、景気への配慮等から具体策は盛り込まれない方向で検討が進められているものの、強化に向けた議論自体は今後も継続される見通しである。

**金融所得課税**とは、**利子所得、配当所得、株式等譲渡所得への所得課税**のことで、労働所得等への課税とは異なり、**一律 20%の比例税率での分離課税**となっている（図表1）。これに対し、所得の多くを占める**給与所得や事業所得等の労働所得等**は、合算されたうえで、合算後の所得金額に応じて**10～55%の累進税率が適用される総合課税**となっている（図表2）。このため、低い累進税率が適用される低所得層では、金融所得の税率が労働所得等の税率を上回るのに対し、高い累進税率が適用される高所得層では、逆に、金融所得の税率が労働所得等の税率を下回ることになる。

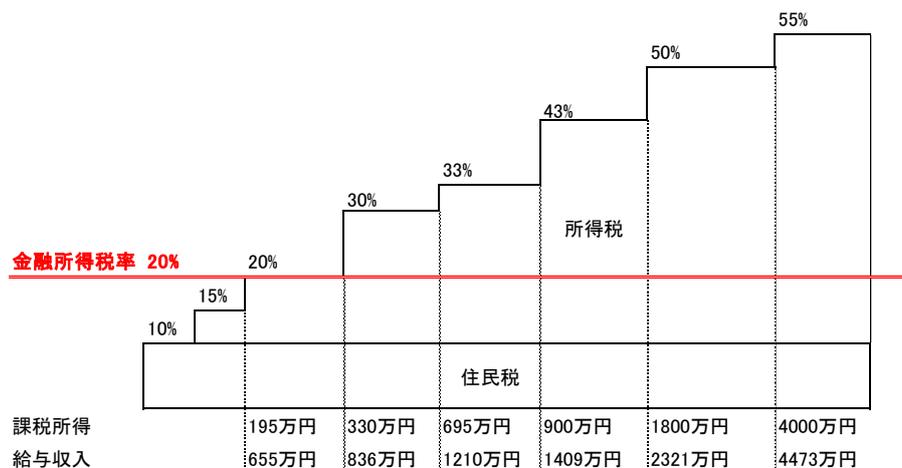
（図表1）所得の種類別の課税方法の概要

所得の種類	総合/分離	適用税率	所得の種類	総合/分離	適用税率
給与所得	総合課税	累進税率	譲渡所得(土地等)	分離課税	比例税率
事業所得	総合課税	累進税率	退職所得	分離課税	累進税率
不動産所得	総合課税	累進税率	山林所得	分離課税	その他
譲渡所得(その他の資産)	総合課税	累進税率			
一時所得	総合課税	累進税率	<b>【金融所得】</b>		
雑所得	総合課税	累進税率	利子所得	分離課税	比例税率
<b>【金融所得】</b>			配当所得※	分離課税	比例税率
配当所得※	総合課税	累進税率	譲渡所得(上場株式等)	分離課税	比例税率

（資料）財務省「所得税計算の仕組み（イメージ）」より作成。

（注）※配当所得は、①上場株式等の配当（大口以外）等については総合課税と分離課税との選択制、②それ以外の配当については総合課税とされ、比例税率の源泉徴収だけで済ませる申告不要制度を選択することも可能。

（図表2）所得税・住民税合計の累進税率と金融所得税率



（資料）財務省「個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ）」より作成。

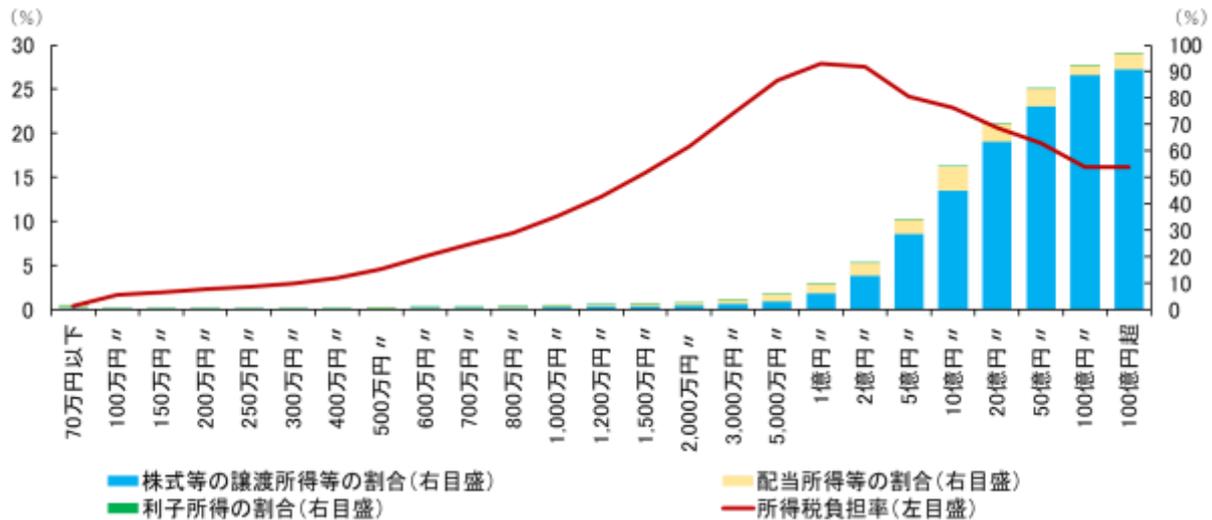
（注1）上記のほか、2013年から2037年まで、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が課されている。

（注2）金融所得税率は、国税15%、住民税5%。この他、2013年から2037年まで、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が課されており、これを含む税率は20.315%。

（注3）給与収入は、夫婦2人（片働き）の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合

所得税のトータルの負担率を所得階層別にみると、1億円を超える所得層では、所得が増えるほど負担率が低下しており（いわゆる「1億円の壁」）、所得再分配の観点から問題視されている（図表3）。この要因として、先述のように、高所得層の金融所得に係る税率が労働所得等に係る税率よりも低いもとの、高所得層ほど所得全体に占める金融所得の割合が高くなることが指摘されている<sup>1</sup>。実際、同割合は、600万円以下の所得層では1%未満にとどまるのに対し、1億円超～2億円以下の所得層で17.8%、50億円を超える所得層では9割以上にも上る。

（図表3）合計所得階層別、所得税負担率と金融所得の割合（2019年）



（資料）国税庁「令和元年分申告所得税標本調査結果」  
 （注1）所得税負担率＝（源泉徴収納税額＋申告納税額）÷合計所得  
 （注2）各金融所得の割合は、合計所得に占める割合。

## 2. 諸外国でも金融所得の分離課税を採用

わが国のように、金融所得を労働所得等と分離して低めの税率で課税する制度は、各国で採用されている（図表4）。例えば、アメリカでは、給与所得等が10～37%（連邦所得税）の累進税率で総合課税されるなか、配当と株式譲渡益については、0%・15%・20%の3段階の税率で分離課税されている。また、ドイツでは、給与所得等が0～47.5%（所得税＋連邦付加税）の累進税率で課税されるなか、金融所得については、26.375%の比例税率で課税されている。ただし、申告によって総合課税を選択することも可能となっている。

金融所得への課税について、各国でこうした制度が採用されている背景として、**経済のグローバル化やデジタル化の影響**が指摘されている<sup>2</sup>。国境を越える資金の移動が容易になったことで、資産家等が税負担の回避を目的に、金融資産等の所在地を金融所得課税負担の軽い国に移すようになり、その結果、金融所得課税負担の重い国での投資の減少や税源の喪失、税負担への不公平感の高まりといった弊害が問題視されてきた。こうした事態に各国が対処した結果、世界的にみて、**国境を越える移動が容易でない労働所得等への課税が重くなるのに対し、国境を越える移動が容易な金融所得等への課税が軽減される傾向にある**ことが指摘されている。

<sup>1</sup> 熊倉誠和・小嶋大造「格差と再分配をめぐる幾つかの論点—人的資本蓄積と税・社会保険料負担の観点から—」（財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成30年第2号（通巻第134号）、2018年7月）  
<sup>2</sup> 諸富徹『グローバル・タックス—国境を超える課税権力』（岩波新書,2020年）

(図表4) 主要国の金融所得課税の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子	分離課税 (源泉徴収)	総合課税	分離課税 (段階課税)	分離課税(源泉徴収) 申告により総合課税が 選択可能	分離課税と 総合課税の選択
	20%	10~37% (十州・地方税)	0、20、40、45%	26.38%	分離課税30% 総合課税17.2~62.2%
配当	分離課税(申告)と 総合課税の選択	国:分離課税(段階課税) 州・地方:総合課税	分離課税(段階課税)	分離課税(源泉徴収) 申告により総合課税が 選択可能	分離課税と 総合課税の選択
	分離課税20% 総合課税10~55%	0、15、20% (十州・地方税)	7.5、32.5、38.1%	26.38%	分離課税30% 総合課税17.2~62.2%
株式 譲渡益	分離課税(申告) 特定口座での源泉徴収 のみを選択可能	国:分離課税(段階課税) 保有12か月以下は総合課税 州・地方:総合課税	分離課税(段階課税)	分離課税(源泉徴収) 申告により総合課税が 選択可能	分離課税と 総合課税の選択
	20%	0、15、20% (十州・地方税)	10、20%	26.38%	分離課税30% 総合課税17.2~62.2%
累進税率	10%~55% (国+地方)	10%~37% (国)	20%~45%	0%~47.5%	9.7%~54.7%

(資料) 財務省「主要国の利子課税の概要(2021年1月現在)」、「主要国の配当課税の概要(2021年1月現在)」、「主要国の株式譲渡益課税の概要(2021年1月現在)」、「個人所得課税の税率構造の国際比較」より作成。

### 3. 金融所得課税強化案をどうみるか

現在議論されている金融所得課税の強化の目的は、先述のような**税負担の逆進性への対応**であり、制度変更の方向性として、主に、

- ① 分離課税のまま現行 20%の比例税率を引き上げる<sup>3</sup>
- ② 金融所得を労働所得等と合算する総合課税とし累進税率を適用する

といった議論がみられる。そこで、これらの制度変更で予想される所得税負担への影響を考察すると、次の通りである。

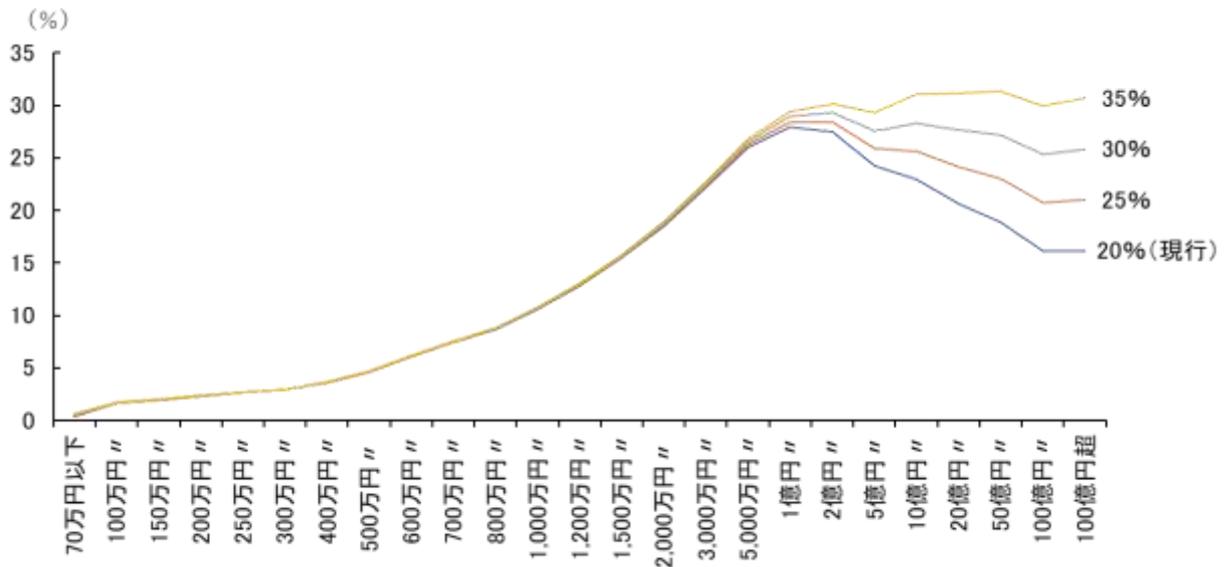
#### (1) 分離課税のまま税率を引き上げるケース

この場合、個人の所得税負担や金融市場への影響をみながら、税率を段階的に引き上げることができる。しかしながら、引き上げ幅が小幅にとどまる場合、目的である所得再分配機能の強化は限定される。税率引き上げによる所得税負担率の変化を所得階層別に試算すると(図表5)、例えば、税率を5%引き上げて25%にする場合、1億円超の所得層の所得税負担率は一定程度上昇するものの、逆進性の解消には至らない。逆進性が解消するまで比例税率を引き上げようとすると、少なくとも15%を超える引き上げ幅(税率20%→35%超)が必要になると計算される。

一方で、税率を一律に引き上げることによって、高所得層の税負担だけでなく、低所得層の税負担も高まってしまふ点に留意する必要がある。このため、逆進性の解消を目指すあまり、税率の引き上げ幅が大きくなると、金融所得を生活費の一部にしている年金生活者等の可処分所得や、貯蓄等が十分ではない若年層の資産形成へのマイナスの影響が懸念される。

<sup>3</sup> その際、アメリカやイギリスのように分離課税のまま複数の税率を設定する方法も考えられる。この場合、税率の一律引き上げとは異なり、低所得層の負担増を回避できる可能性はあるものの、逆進性の解消には、後述のように、高所得層の金融所得に相当高率の税率を設定する必要があるとみられる。

(図表5) 金融所得税率引き上げによる所得税負担率への影響試算



(資料) 国税庁「令和元年分申告所得税標本調査結果」

(注1) 所得税負担率 = (源泉徴収納税額 + 申告納税額) ÷ 合計所得

(注2) 税率引き上げ後負担率 = 税率引き上げ前負担率 + 税率引き上げ幅 × 金融所得の割合

## (2) 総合課税にして累進税率を適用するケース

この場合、金融所得も所得額に応じて最高 55% の累進税率で課税されるため、1 億円を超える所得層の所得税負担率も累進的に増加することになる。加えて、累進税率が金融所得の税率を下回る所得層では、所得税負担率が下がることになり、この面からも所得再分配の強化につながると言える。所得税と住民税を合わせた累進税率が金融所得の税率を下回る納税者がどの程度存在するかをみると、例えば、所得税の累進税率が 5% (住民税と合わせて 15%) の納税者数は所得税の納税者全体の約 58% (2020 年度予算) を占めるとされており<sup>4</sup> (図表 6)、住民税のみを負担しているケース等を勘案すると、少なくともこれを超える人数で所得税負担が軽減されることになる。

(図表6) 限界税率別、所得税の納税者の割合(2020 年度予算)

限界税率		所得税の納税者に占める割合
所得税	所得税 + 住民税	
5%	15%	58%
10%	20%	23%
20%	30%	15%
20%超	30%超	4%

(資料) 財務省「所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較(2021 年 1 月現在)」より作成。

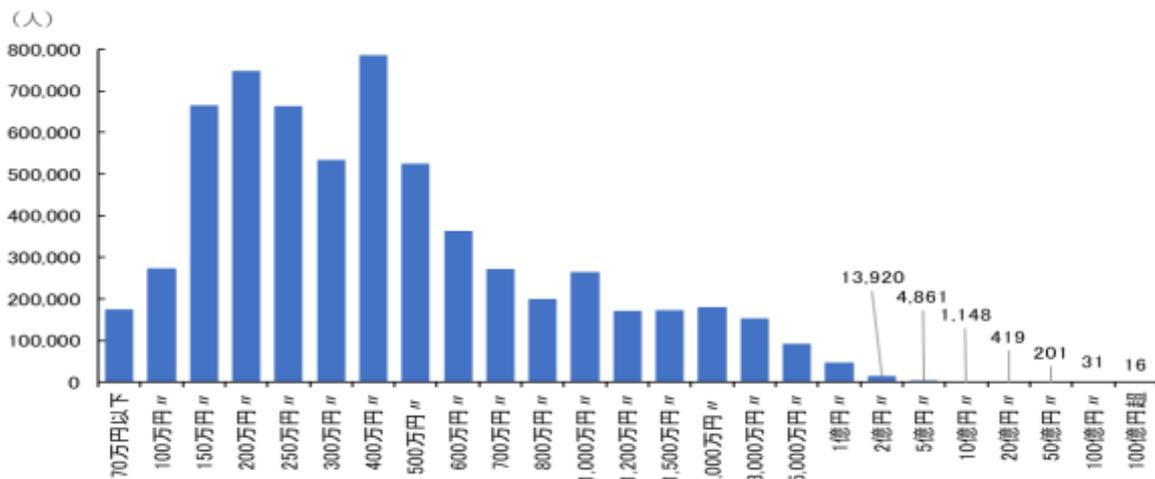
(注) 原資料は所得税のブラケット別の納税者の割合であるため、住民税のみ課税されている者や住民税非課税者は含まれない。

<sup>4</sup> 財務省「所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較」  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_information/images/image16.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_information/images/image16.pdf)。

これに対し、累進税率が30%（所得税20%+住民税10%）以上の所得層では、金融所得に係る税率が20%から一気に30~55%に上昇することになる。現在、累進税率30%以上が適用されている納税者は、所得税納税者全体の約19%を占めており、税率が大幅に上昇することで、株価等金融資本市場に対して相当のマイナスの影響が懸念される。

もともと逆進性が指摘されている1億円超の所得者の人数は、申告者ベースで約2万人であり、これは申告者全体の0.3%に過ぎない（図表7）。このデータの出所である国税庁の「申告所得税標本調査結果」には、源泉徴収だけで納税を済ませた給与所得者等が含まれていないことから、これを勘案すると、1億円超の所得者の割合はもっと低くなるとみられる。この所得層での逆進性を解消するために、2割近くの納税者の税負担を引き上げることの是非を十分に吟味する必要がある。

（図表7）合計所得別申告者数（2019年）



（資料）国税庁「令和元年分申告所得税標本調査結果」  
（注）申告者の総数は 6,305,589 人

#### 4. 求められる今後の対応の方向性

##### （1）低所得層に配慮した「選択制総合課税」の導入を

以上の考察を踏まえると、懸案の金融所得課税については、仮に課税を強化するのであれば、**比例税率の引き上げに併せて、現行では分離課税のみとなっている利子所得と株式等譲渡所得についても、配当所得と同様に、総合課税を選択できるようにすることが望ましい。**こうすることで、高所得層については、税負担増になるものの、金融所得課税の比例税率が労働所得等の累進税率を下回っている限り分離課税を選択すると考えられることから、比例税率の設定に際し、所得再分配への効果と金融市場等への影響を考慮に入れた対応が可能となる。一方で、労働所得等の累進税率が金融所得課税の比例税率を下回る所得層では、総合課税を選択すると考えられ、利子所得と株式等譲渡所得の税負担を軽減することが可能となる<sup>5</sup>。しかしながら、比例税率の引き上げ幅が小幅にとどまる場合には、1億円超の所得層での逆進性は解消に至らないとみられることから、結局のところ、金融所得課税の見直しだけでは、所得再分配機能の強化には限界があると言えよう。

<sup>5</sup> 例えば、預貯金の利子や特定口座の株式譲渡益などから現行通り比例税率で源泉徴収したうえで、申告により税額を還付することが考えられる。その際、マイナンバーが登録された口座を総合課税の対象とすることで、預貯金口座でのマイナンバー登録促進に資すると考えられる。ただし、現在の低金利情勢を勘案すると、申告や還付に係る手間をどれだけ簡素化できるかが重要と思われる。

## (2) 所得再分配強化論議に求められる「機会の平等」の視点

そもそも、所得再分配機能の検討では、所得や資産の差の現状（「結果の平等」）だけでなく、その差が生じた経緯（「機会の平等」）にも目配りした議論が不可欠である。しかしながら、今般の金融所得課税の議論をみると、「結果の平等」にとらわれ過ぎており、「機会の平等」の視点が欠けている。

そこで、改めて、逆進性が問題視されている1億円超の申告者の金融所得の内訳をみると、株式等譲渡所得が大半を占めていることがわかる（図表3再）。このことから、1億円超の申告者がどのような人々かを考察すると、例えば、①親などから引き継いだ資産を株式等で運用している、②自ら設立し大きくした企業を売却した、等のケースが想像される。このうち、税負担が低いことが公正でないと多くの人を感じるのは、①のように、平等な機会によるとはいえない経緯で得た金融資産等で多額の所得を得ているケースであろう。これに対し、②のように、自らの努力やリスクテイクによって得た所得に重い税負担を求めることは、わが国での起業や投資等の阻害要因になりかねない。ただし、②のようなケースであっても、その資産の大半が当該起業家等自身の子や孫に限って引き継がれることになれば、次世代における、社会全体としての「機会の平等」を損なうこととなり、所得や資産格差が世代を超えて固定化してしまうことが懸念される。

このように考えると、経済や社会の活力を損なうことなく、所得再分配機能を高めるには、目先の「結果の平等」にとらわれて金融所得課税の強化に集中するのではなく、「機会の平等」を高める方策にも目を向け、相続・贈与税の強化なども含めた税制全体を見直すことが求められる。ちなみに、相続・贈与税に関する近年の税制運営をみると、相続税が、基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げによって2015年以降に強化されたのに対し、贈与税では、住宅取得や教育、結婚、子育てに係る資金の一定額の贈与に対する非課税措置について、要件の拡大や適用期限の延長が行われている。こうした贈与税の軽減措置については、少子化対策等の社会的意義が考えられる一方で、所得や資産格差の次世代への継承や固定化につながることを懸念される。所得再分配機能の強化を図るにあたっては、「機会の平等」を高める観点から、相続税の最高税率の一段の引き上げを視野に入れるとともに、贈与税の軽減措置の是非についても、社会的観点から改めて吟味することが求められる。

以上